

	<p>平成 12 年度：1 年間の延長（平成 13 年 5 月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成 13 年度：10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成 14 年度：2 年間の延長（平成 16 年 3 月迄の適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ</p> <p>平成 16 年度：2 年間の延長（平成 18 年 3 月迄の適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ</p> <p>平成 18 年度：2 年間の延長（平成 20 年 3 月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）</p> <p>平成 20 年度：2 年間の延長（平成 22 年 3 月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成 22 年度：2 年間の延長（平成 24 年 3 月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成 24 年度：2 年間の延長（平成 26 年 3 月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p> <p>平成 26 年度：3 年間の延長（平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長、上乘せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）</p> <p>平成 29 年度：上乘せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成 31 年度：2 年間の延長（令和 3 年 3 月迄の適用期間の延長）</p> <p>令和 3 年度：2 年間の延長（令和 5 年 3 月迄の適用期間の延長）</p> <p>令和 5 年度：2 年間の延長（令和 7 年 3 月迄の適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外。</p>
8	適用又は延長期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで（2 年間）

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>農林漁業者及び協同組合等（以下「農林漁業者等」とする。）は中小規模の事業者がほとんどであり、農林水産物の安定供給を確保するためにも、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠である。また、農林漁業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化にも繋がる。</p> <p>このため、生産性の向上に資する農林漁業機械等の導入（機械化等投資）を加速させ、農林漁業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農林漁業者等の経営安定及び農林水産物の安定供給を確保することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号） 第二条 3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。</p> <p>○森林・林業基本法（昭和39年法律第161号） （林業の持続的かつ健全な発展） 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。 （林業生産組織の活動の促進） 第二十二条 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定） 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 林産物の供給及び利用に関する目標 （2）目標の定め方 供給の目標については、期待する機能の発揮に向けた森林の整備及び保全が行われた場合に供給される木材の量として、次の第2表のとおりとする。 利用の目標については、今後の需要動向を見通した上で、各般の課題に向けた取組が適切に進められた場合に実現可能な用途別の木材利用量として、次の第3表のとおりとする。</p>
---	------	--------------	--

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

多面的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、「指向する森林の状態」へと誘導するための森林の整備及び保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていく。その際には、流域保全及び自然環境の保全の観点から、河川事業や自然公園事業等の施策との連携を図る。

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(2) 担い手となる林業経営体の育成

イ 経営基盤及び経営力の強化

林業経営体が、厳しい経営環境下であっても安定的に収益を確保できるようにするためには、その経営基盤と経営力を強化する必要がある。

経営基盤を強化するため、森林組合系統については、森林組合法に基づく措置を活用した事業連携等を促進する。森林組合以外の林業経営体については、法人化や協業化等を促進する。その際、基盤強化を図る金融・税制上の措置等を活用していく。特に、創業間もない経営体に対しては、将来性を評価した保証審査等により資金調達の円滑化を図る。

○水産基本法（平成13年法律第89号）

第三条 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産（中略）、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、その健全な発展が図られなければならない

第二十一条 国は、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、経営意欲のある漁業者が創意工夫を生かした漁業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、漁業の種類及び地域の特性に応じ、経営管理の合理化に資する条件の整備、漁船その他の施設の整備の促進、事業の共同化の推進その他漁業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

○水産基本計画（令和4年3月閣議決定）

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

(1) 漁業の振興や漁村の活性化に向けた漁協の連携強化等

漁業就業者の減少・高齢化、水揚量の減少など厳しい情勢の中、漁業者の所得向上を図るためには、漁協の経済事業の強化が必要であり、水産物の生産又は流通に一体性を有する圏域を中心に複数の漁村地域が広域浜プラン等に基づき連携して行う浜の機能再編として、複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編を進めることなど、漁業者の所得向上及び漁協の経営の健全性確保のための取組を推進する。

また、漁協が地方公共団体と連携して持続可能な漁業や漁村の活性化に貢献し、漁協経営の改善につながるよう漁港の活用を促進し、漁協が自ら又は民間企業との連携等により、海業の経営を円滑に行えるよう環境を整備する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」

(令和6年6月21日閣議決定)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障

食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立を新たな柱に位置付けるとともに農業の持続的な発展や農村の振興を図るため、基本法が四半世紀ぶりに改正されたことを受け、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、2024年度中に基本計画を改定し、施策を充実・強化するとともに、それを確実に進めるための体制を確保し、農林水産業の収益力向上の実現を通じた所得の向上を図る。

食料安全保障の強化に向け、食料自給率その他の新たな目標設定や農林水産業・食品産業の生産基盤の強化とともに、安定的な輸入と備蓄を確保しつつ、水田の汎用化・畑地化を含め輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力拡大等の構造転換を推進する。食料供給基盤強化も念頭に海外需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進する。

(略)

農業の持続的な発展に向け、地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化や土地改良事業、サービス事業体の育成・活動の促進とともに、農地の総量確保と適正・有効利用や食品産業と連携した農業法人の経営基盤強化、スマート技術の開発と生産方式の転換や実装加速化、経営安定対策、家畜疾病対策、女性活躍等を進めるほか、人口減少に対応した適切な用排水施設等の保全管理のための土地改良法制について次期通常国会提出を目指す。農村の振興に向け、中山間地域等の農地保全や粗放的利用

		<p>対策、農村関係人口の増加に資する地域産業振興、農福連携、鳥獣対策、棚田地域の振興等を進める。</p> <p>森林の循環利用ができる経営体育成と集約化等を促進する法制度の次期通常国会提出を目指す。林道等基盤整備や再造林、国産材転換、木材利用拡大、花粉症対策等を進める。</p> <p>着実な水産資源管理と操業形態の転換、養殖業の成長産業化、漁業者の人材育成・経営安定、漁船等の生産基盤整備、海業の全国的な展開等を進める。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>2 農業の持続的な発展</p> <p>5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p> <p>5－⑳ 林業の持続的かつ健全な発展</p> <p>㉑ 林産物の供給及び利用の確保</p> <p>6－㉔ 漁村の活性化の推進</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【農業】</p> <p>本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和6年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額（中小企業経営強化税制の対象と想定される高性能農業機械を除く）の値：55,487円（令和5年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。</p> <p>（160万円以上の国内向け農業機械出荷額（高性能農業機械を除く）51,569百万円×販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合0.39843）÷青色申告を行っている農業者370千人＝55,487円</p>

なお、高性能農業機械とは、トラクター（50馬力以上）、田植機（6条以上）、コンバイン（4条以上）、スピートスプレーとする。

【林業】

適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資するためには、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の事業収益を増加させる等経営基盤の強化が必要であり、そのためには、施業集約化、路網整備等の取組と併せ、林業機械等の導入を推進し、低コストかつ効率的な素材生産を目指す必要がある。

このため、本措置を活用し、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。（主伐11m³/人・日、間伐8m³/人・日）

なお、目標の根拠は次のとおりである。

i 森林・林業基本法に基づく森林・林業基本計画の「林産物の供給及び利用に関する目標」において、令和12年までに木材供給量を4,200万m³に増加させるという目標が設定されており、素材生産の労働生産性を目標値までに向上させることがそれを達成する要件の一つとなっていること。

ii 令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

政策分野：⑩林業の持続的かつ健全な発展

施策（2）：担い手となる林業経営体の育成

目標③：林業経営体の生産性の向上

令和12年度の労働生産性

主伐 11m³/人・日

間伐 8m³/人・日

【水産業】

本措置により、効率的かつ安定的な水産業のための体質強化を目標とする。

（令和7年度及び令和8年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額：2,689百万円）

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

【農業】

[測定指標]

青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額（高性能農業機械を除く）

[達成目標実現による寄与]

本特例措置の活用を含む機械導入のための関連施策を総合的に実施することにより、農業生産における各作業行程での労働時間の減少やコスト削減が図られるとともに、品質の安定した農作物が毎年安定的に生産・出荷できるようになる。また、それらが経

営規模の拡大や実需者との安定取引にもつながり、農業者の経営安定や農産物の安定供給に寄与することとなる。

【林業】

[測定指標]

上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」で述べたとおり、令和3年度以降の目標は、素材生産に関わる作業員1人の1日あたりに生産する素材の量、すなわち、「素材生産の労働生産性」を測定指標とし、令和12年度までに次のとおりの生産性を目指すこととする。

主伐 $11\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$

間伐 $8\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$

[達成目標実現による寄与]

森林組合等が新たに林業機械等を導入することにより、素材生産の労働生産性の向上が図られる。したがって、本措置により新たな林業機械等の導入が誘導され、森林組合等が低コストかつ効率的な素材生産が可能となれば、素材生産量が増加するとともに、森林組合等の経営基盤の強化につながる事が期待できる。森林組合における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、生産性の向上を実現し、生産コストの縮減につながっている。

また、森林組合の素材生産量も平成16年度：2,681千 m^3 から、平成25年度：4,520千 m^3 、令和4年度：6,701千 m^3 へと着実に拡大している。

さらに、森林組合等は、地域における林業ないし森林管理の中心的担い手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等も担っている。

このため、森林組合等の経営基盤が強化されることにより、適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化がにつながり、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。

【水産業】

[測定指標]

本特例措置を受けた投資額の割合
 本特例措置を受けた投資額÷全投資額

単位:百万円

区分	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
本特例措置を受けた投資額(A)	2,023	3,103	1,345	1,345	1,345	1,345
全投資額(B)	4,828	6,103	9,073	9,073	9,073	9,073
A/B	41.9%	50.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%
寄与率	16.5%	14.5%	5.2%	11.2%	11.2%	11.2%

※ 水産庁 漁政部 水産経営課調べ「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」より。

※ 令和3年度及び令和4年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会報告、第213回国会報告)は農林水産業者全体が対象であることから使用できないため、漁業協同組合等に対する「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を採用。

※ 投資額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値(実数)。

※ 令和6~8年度(見込)については、令和5年度の実績及び他の支援措置の令和6年度見込を基に算出した。

※ 寄与率の算出は別添5、別添9参照。本措置の直接的な効果を把握するため、他の支援措置との関係から算出した。

[達成目標実現による寄与]

漁協等による設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進め、水産業の体質強化を図り、漁業経営の安定に寄与する。

10

有効性等

① 適用数

【農業】

単位:件

項目	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
適用数	11,851	10,918	11,079	11,079	11,079	11,079

※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。

※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。

※ 令和3年度から令和4年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会報告、第213回国会報告)の報告は農林水産業全体の数値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそのまま数値を用いることができないため、技術普及

課による関係団体への聞き取り調査結果における農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基に実績値及び推計値を算出した。

※ 令和5年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、技術普及課による関係団体への聞き取り調査結果における農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基に実績値及び推計値を算出した。

※ 令和6年度～8年度までの適用数については、令和5年度の実績（推計値）を基に算出した。

※ 算定根拠は別添1参照。

本特例措置は、毎年10,000件を超える適用があり、僅少ではない。

【林業】

単位：件

	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
対象者数 (組合)	655	652	647	642	642	642
適用件数 (組合)	65	64	68	66	66	66

※ 林野庁 林政部 経営課調べ「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」より。

※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。

※ 令和3年度及び令和4年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告）は農林水産業者全体が対象であることから使用できないため、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を採用。

※ 令和5年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないが、令和3年度及び令和4年度の適用数と同様の理由により「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況調査」を採用。

※ 令和6年度～8年度までの適用数については、令和5年度の実績を基に算出した。

※ 算定根拠は別添3参照。

		<p>【水産業】</p> <p style="text-align: right;">単位：組合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 12.5%;">令和3年度 (実績)</th> <th style="width: 12.5%;">令和4年度 (実績)</th> <th style="width: 12.5%;">令和5年度 (実績)</th> <th style="width: 12.5%;">令和6年度 (見込)</th> <th style="width: 12.5%;">令和7年度 (見込)</th> <th style="width: 12.5%;">令和8年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数 (組合)</td> <td>1,955</td> <td>1,926</td> <td>1,897</td> <td>1,897</td> <td>1,897</td> <td>1,897</td> </tr> <tr> <td>適用件数 (組合)</td> <td>37</td> <td>47</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 水産庁 漁政部 水産経営課調べ「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」より。</p> <p>※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。</p> <p>※ 令和3年度及び令和4年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会報告、第213回国会報告)は農林水産業者全体が対象であることから使用できないため、漁業協同組合等に対する「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を採用。</p> <p>※ 令和6年度～8年度(見込)までの適用件数については、令和5年度の実績を基に算出した。</p> <p>※ 算定根拠は別添7、別添8参照。</p>	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	対象者数 (組合)	1,955	1,926	1,897	1,897	1,897	1,897	適用件数 (組合)	37	47	38	38	38	38							
区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)																								
対象者数 (組合)	1,955	1,926	1,897	1,897	1,897	1,897																								
適用件数 (組合)	37	47	38	38	38	38																								
②	適用額	<p>【農業】</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 12.5%;">令和3年度 (実績)</th> <th style="width: 12.5%;">令和4年度 (実績)</th> <th style="width: 12.5%;">令和5年度 (実績)</th> <th style="width: 12.5%;">令和6年度 (見込)</th> <th style="width: 12.5%;">令和7年度 (見込)</th> <th style="width: 12.5%;">令和8年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>18,910</td> <td>17,094</td> <td>20,547</td> <td>20,547</td> <td>20,547</td> <td>20,547</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1,324</td> <td>1,197</td> <td>1,438</td> <td>1,438</td> <td>1,438</td> <td>1,438</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。</p> <p>※ 令和3年度から令和4年度の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会報告、第213回国会報告)の報告は農林水産業全体の数値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそのまま数値を用いることができないため、技術普及課による関係団体への聞き取り調査結果における農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基に実績値及び推計値を算出した。</p> <p>※ 令和5年度の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、技術普及課による関係団体への聞き取り調査結果における農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基に実績値及び推計値を算出した。</p> <p>※ 令和6年度～8年度までの適用数については、令和5年度の実績(推計値)を基に算出した。</p>	項目	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	法人税	18,910	17,094	20,547	20,547	20,547	20,547	法人事業税	-	-	-	-	-	-	法人住民税	1,324	1,197	1,438	1,438	1,438	1,438
項目	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)																								
法人税	18,910	17,094	20,547	20,547	20,547	20,547																								
法人事業税	-	-	-	-	-	-																								
法人住民税	1,324	1,197	1,438	1,438	1,438	1,438																								

※ 算定根拠：各年度とも、「減税対象機械設備取得価額」×「販売農家のうち青色を行っている農業者の割合」。

本特例措置は、青色申告を行う全ての農業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていない。

【林業】

単位：百万円

	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
法人税	1,366	2,075	2,135	1,859	1,859	1,859
法人住民税	103	108	98	103	103	103
法人事業税	381	237	363	327	327	327

※ 林野庁 林政部 経営課調べ「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」より。

※ 令和3年度及び令和4年度の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告）は農林水産業者全体が対象であることから使用できないため、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を採用。

※ 令和6年度～8年度までの適用額については、令和5年度の実績を基に算出した。

※ 算定根拠は別添3参照。

【水産業】

単位：百万円

区分	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
法人税	2,052	3,103	1,345	1,345	1,345	1,345
法人住民税	133	193	87	87	87	87
法人事業税	266	548	149	149	149	149

※ 水産庁 漁政部 水産経営課調べ「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」より。

※ 令和3年度及び令和4年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告）は農林水産業者全体が対象であることから使用できないため、漁業協同組合等に対する「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を採用。

※ 令和6年度～8年度（見込）までの適用額については、令和5年度の実績を基に算出した。

※ 算定根拠は別添7、別添8参照。

③ 減収額

【農業】

単位：百万円

項目	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
法人税	1,324	1,197	1,438	1,438	1,438	1,438
法人事業税	-	-	-	-	-	-
法人住民税	93	84	101	101	101	101
減収額計	1,417	1,281	1,539	1,539	1,539	1,539

- ※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。
- ※ 令和3年度から令和4年度の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告）の報告は農林水産業全体の数値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそのまま数値を用いることができないため、技術普及課による関係団体への聞き取り調査結果における農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基に実績値及び推計値を算出した。
- ※ 令和5年度の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、技術普及課による関係団体への聞き取り調査結果における農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基に実績値及び推計値を算出した。
- ※ 令和6年度～8年度までの適用数については、令和5年度の実績（推計値）を基に算出した。
- ※ 税額控除と特別償却のどちらが活用されるか把握が困難であるため、税額控除のみの試算とした。
- ※ 算定根拠は別添1参照。

【林業】

単位：百万円

	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
法人税	103	108	98	103	103	103
法人住民税	7	8	7	7	7	7
法人事業税	19	12	18	16	16	16
計	129	127	122	126	126	126

- ※ 林野庁 林政部 経営課調べ「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」より。
- ※ 令和3年度及び令和4年度の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告）は農林水産業者全体が対象であることから使用できないため、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を採用。
- ※ 令和5年度の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないが、令和3年度及び令和4年度の適用数

と同様の理由により「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況調査」を採用。

※ 令和6年度～8年度までの減収額については、令和5年度の実績（推計値）を基に算出した。

※ 算定根拠は別添3（国税）、別添4（地方税）参照。

【水産業】

単位：百万円

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
法人税	133	193	87	87	87	87
法人住民税	9	14	6	6	6	6
法人事業税	13	27	7	7	7	7
合計	155	234	100	100	100	100

※ 水産庁 漁政部 水産経営課調べ「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」より。

※ 令和3年度及び令和4年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告）は農林水産業者全体が対象であることから使用できないため、漁業協同組合等に対する「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を採用。

※ 令和6年度～8年度（見込）までの減収額については、令和5年度の実績を基に算出した。

※ 算定根拠は別添7（国税）、別添8（地方税）参照。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

【農業】

前回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：48,547円（令和3年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること」であり、令和5年度の実績値は55,487円となり、目標を達成しているところである。

このように、本特例措置は農業機械の導入に効果を上げており、引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を講じる必要がある。

なお、今回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：55,487円（令和5年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること」とする。

[青色申告を行っている農業経営体1経営体あたりの160万円以上の農業機械取得額]

単位：円

項目	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
取得額	48,547	45,500	55,487	55,487	55,487	55,487

○租税特別措置等の効果検証手法

・リサーチデザインの整理

本措置の対象となる青色申告所得納税者が取得した 160 万円以上の農業機械(高性能農業機械を除く)として、想定される主要な農業機械及び青色申告を行っている農業経営体の割合等から算出した取得の総額を指標としている。

・データの入手

日本農業機械工業会から、主要な農業機械における生産・出荷実績等の統計資料の提供を受け、年度毎のデータを把握している。

【林業】

林業機械の導入等により、素材生産の労働生産性は目標より低いものの上昇傾向で推移しており、政策目的の実現に寄与してきたと言える。また、これまでの傾向を踏まえれば、今後も政策目的の実現に寄与することが見込まれる。現状の素材生産の労働生産性は、主伐で $7 \text{ m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$ 程度、間伐で $4 \text{ m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$ 程度であるが、今後も、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を更に進めていくことで、最終目標に近づくものと考えられる。

○租税特別措置等の効果検証手法

・リサーチデザインの整理

他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等による達成目標の実現状況を把握するため、森林組合等を対象にして、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況調査」を実施しており、この実績を測定指標としている。

・データの入手

「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況調査」は、都道府県(47)に対して毎年度実施しており、回収数は、令和3年度は森林組合 571/610、森林組合連合会 45/45、令和4年度は森林組合 563/607、森林組合連合会 45/45、令和5年度は森林組合 553/602、森林組合連合会 44/45 となっている。

【水産業】

前回の目標は、「令和5年度及び令和6年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額: 4,486 百万円(本特例措置を受ける 投資額(見込額)の割合(平均): 46.1%)」であった。

令和5年度及び令和6年度の2年間に漁協等が取得する機械等の実績見込みは 2,689 百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均): 14.9%)である。

目標に達していない理由として、水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の水産資源変動等により、その体質強化が十分に

進んでいないことが考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。

本特例措置の下、漁協等が行った投資額

単位:百万円

区分	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
本特例 措置を 受けた 投資額 (A)	2,023	3,103	1,345	1,345	1,345	1,345
全投資 額(B)	4,828	6,103	9,073	9,073	9,073	9,073
A/B	41.9%	50.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%

※ 水産庁 漁政部 水産経営課調べ「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」より。

※ 令和3年度及び令和4年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会報告、第213回国会報告)は農林水産業者全体が対象であることから使用できないため、漁業協同組合等に対する「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を採用。

※ 投資額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値(実数)。

※ 令和6～8年度(見込)については、令和5年度の実績を基に算出した。

○租税特別措置等の効果検証手法

・リサーチデザインの整理

他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等による達成目標の実現状況を把握するため、漁業協同組合等を対象にして、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を実施しており、この実績を測定指標としている。

・データの入手

「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」は、都道府県(47)と業界団体(1)に対して毎年度実施しており、回収数は、令和3年度は41/48、令和4年度は46/48、令和5年度は40/48※となっている。

※漁業協同組合の決算時期の関係で、調査票の提出が遅れている都道府県があるため、令和5年度は評価書作成時点での回収数。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

【農業】

[政策目的の実現状況]

中小企業庁が行った委託事業※によるアンケートでは、約6割の企業は、税制措置が設備投資を後押しすると回答しており、設備投資の後押しとなっている。

※ 平成 30 年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書

[延長されなかった場合の影響]

本特例措置が延長されない場合、農業者は投資余力が小さいことから、農業機械等の導入（機械化等投資）が減退し、農業の生産性向上が阻害され、農業者の経営安定及び農産物の安定供給の確保に支障をきたす。

【林業】

素材生産の労働生産性の実績は、概ね上昇傾向で推移しているが、達成すべき水準に対しての達成度合については、令和 4 年度で主伐は 6 割程度、間伐は 5 割程度となっている。

生産性は傾斜や距離などの素材生産現場の条件に影響を受けるが、条件が不利な現場においても施業を行う必要があるため、目標を達成できていない要因と考えられる。

労働生産性は、主伐・間伐ともに全体としては上昇傾向にあり、今後も当該租税特別措置等を活用し林業機械等の導入が図ることで、労働生産性の向上等に寄与し達成すべき水準に近づくものと考えられる。

[達成すべき水準]

○主伐 $11\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$

○間伐 $8\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$

※ 令和 5 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

政策分野：⑳林業の持続的かつ健全な発展

施策（2）：担い手となる林業経営体の育成

[労働生産性の過去の実績]

主伐	間伐
平成 26 年度： $5.95\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$	$3.38\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$
平成 27 年度： $6.29\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$	$4.07\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$
平成 28 年度： $6.93\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$	$4.24\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$
平成 29 年度： $6.66\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$	$4.15\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$
平成 30 年度： $7.22\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$	$4.35\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$
令和元年度： $7.93\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$	$4.74\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$
令和 2 年度： $7.66\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$	$4.84\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$
令和 3 年度： $7.26\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$	$4.51\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$
令和 4 年度： $7.18\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$	$4.26\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$

【水産業】

本特例措置を講じることで、漁協等により約 48～91 億円の投資がなされ、水産業の体質強化に貢献している。

目標達成のためには投資を通じた一層の体質強化が必要であり、本特例措置によって、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資への支援を通じた水産業の体質強化が図られ、漁業経営の安定が実現すると見込まれる。

⑤ 税収減を是認する理由等

【農業】

生産性向上をもたらす農業機械等は初期投資額が大きいいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。

また、本特例措置の適用件数（減収額）に対する経済波及効果を試算したところ、以下の表のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。

＜経済波及効果の試算＞

50,048 百万円（160 万円以上の国内向け農業機械出荷額（高性能農業機械を除く））×0.37783（販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）=18,910 百万円を設備投資額とし、その6割（寄与度）の11,346 百万円を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。

単位：百万円

項目	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
減収額	1,417	1,281	1,539	1,539	1,539	1,539
投資額	11,346	10,256	12,328	12,328	12,328	12,328
経済波及 効果	110,907	100,258	120,500	120,500	120,500	120,500

※ 経済波及効果の算出には、「令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（98部門）を使用。

※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。

※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。

※ 令和6年度～8年度までの適用見込み額については、令和5年度の実績（推計値）を基に算出している。

※ 寄与度については、中小企業庁が行った委託事業※によると、約6割の企業において、税制措置が投資判断を後押ししたとのアンケート結果があり、本アンケートが対象とした税制措置と本措置には設備投資の促進及び主たる調査対象が中小企業者という点から一定の関連があると考えられることから、本措置も6割の押上げに寄与（寄与率6割）していると仮定して効果を算出した。

※ 平成30年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書

【林業】

本措置により、森林組合等が新たに高性能林業機械等を導入することにより、労働生産性の向上が図られ低コストかつ効率的な素材生産が可能となり、素材生産量や生産額の増加とが見込まれる。また、森林組合の経営基盤の強化につながることを期待できる。

このことから、本措置による効果を次のとおり推定した。

- i 森林組合等の各年度の素材生産量や生産額の増加分を推計する。
- ii i に林業機械等の導入のうち、同措置が動機付けとなった割合及び法人税率を乗じることで単年度における増収が期待できる法人税額を算出し、これを単年度における当該租税特別措置の効果とする。
- iii 林業機械等を導入した単年度だけ当該租税特別措置により減税されるが、林業機械等は導入した単年度だけ運用するものではないため、ii の単年度の効果に耐用年数5年分を乗じたものを当該租税特別措置の効果とすることとした。

いずれの年度についても、「増収が期待できる税額（5年分）」が減税見込額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。

〔国税及び地方税の税収減是認効果〕

単位：法人、百万円

年度 区分		令和 3年 (実績)	令和 4年 (実績)	令和 5年 (実績)	令和 6年 (見込)	令和 7年 (見込)	令和 8年 (見込)
		適用件数	65	64	68	66	66
減税 見込 額	国税	103	108	98	103	103	103
	地方 税	26	19	25	23	23	23
	計	129	127	122	126	126	126
増収 が期 待で きる 税額	国税	675	475	490	480	480	480
	地方 税	47	33	34	34	34	34
	計	722	508	524	514	514	514

※「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）を基に算出。

〔国税分〕

単位：法人、百万円

年度 区分	令和 3年 (実績)	令和 4年 (実績)	令和 5年 (実績)	令和 6年 (見込)	令和 7年 (見込)	令和 8年 (見込)
適用件数	65	64	68	66	66	66
減税見込額	103	108	98	103	103	103
期待できる 生産額 (増加分)	2,136	1,860	1,919	1,864	1,864	1,864
寄与度 (%)	33.3%	33.3%	27%	27%	27%	27%
増収が期待 できる法人 税額 (5年分)	675	475	490	480	480	480

※「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）を基に算出。

〔地方税分〕

単位：法人、百万円

年度 区分	令和 3年 (実績)	令和 4年 (実績)	令和 5年 (実績)	令和 6年 (見込)	令和 7年 (見込)	令和 8年 (見込)
適用件数	65	64	68	66	66	66
減税見込額	26	19	25	23	23	23
期待できる 生産額 (増加分)	2,136	1,860	1,919	1,864	1,864	1,864
寄与度 (%)	33.3%	33.3%	27%	27%	27%	27%
増収が期待 できる法人 税額 (5年分)	47	33	34	34	34	34

※ 「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）を基に算出。

【水産業】

本特例措置の適用実績（減収額）に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりであり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。

本特例措置の下、漁協等が行った投資に係る減収額及び経済波及効果

単位：百万円

区分	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
減収額	155	234	100	100	100	100
投資額	4,828	6,102	9,073	9,073	9,073	9,073
経済事業波及効果	8,932	11,291	16,785	16,785	16,785	16,785
寄与率	16.5%	14.5%	5.2%	11.2%	11.2%	11.2%
本税制措置の経済波及効果	1,473	1,640	868	1,888	1,888	1,888

※ 水産庁 漁政部 水産経営課調べ「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」より。

※ 令和3年度及び令和4年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告）は農林水産業者全体が対象であることから使用できないため、漁業協同組合等に対する「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を採用。

※ 経済波及効果については、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」から得られた投資額及び取得機械等の情報を用い、「令和2年産業連関表分析用ファイル」の逆行係数（98部門）を使用して算出。なお、経済波及効果の見込（令和6～8年度）は、投資額（直近3カ年の平均値）及び取得機械等の分類の割合（直近3カ年の平均値）により算出。

※ 経済波及効果は1次間接効果まで算定。

※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。

※ 令和6～8年度（見込）については、令和5年度の実績及び他の支援措置の令和6年度見込を基に算出した。

※ 寄与率の算出は別添5、別添9参照。本措置の直接的な効果を把握するため、他の支援措置との関係から算出した。

※ 経済波及効果の算定根拠は、別添5、別添6及び別添9参照。

11

相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

農林漁業者等による農林漁業機械等に対する投資（機械化等投資）を促進し、生産性向上の底上げを図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者等を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当である。

			<p>また、本特例措置は農林業業者等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、農林漁業経営の効率化が図られる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>関連する措置として、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち生産事業モデル支援タイプ・農業支援サービス事業支援タイプ」等があるが、農林漁業者等による農業機械に対する投資を促進するためには、対象となる農林漁業者に限られる上記予算措置では不十分であり、農林漁業機械への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農林漁業者等を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>農林漁業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農林漁業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農林漁業者等を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献に繋がる。</p> <p>また、森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 119 条においては、都道府県の地区を越えない森林組合等の所管行政庁は都道府県知事とされており、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 127 条においては、都道府県の地区を超えない漁協等への指導・監督は都道府県の自治事務（信用事業実施組合については法定受託事務）とされている。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年5月～8月

○減税見込額積算資料（国税・地方税）

1. 減税見込額等の積算

（1）減税対象機械設備

50,048 百万円（令和3年度）、44,367 百万円（令和4年度）、51,569 百万円（令和5年度）

【算出例】トラクター（20馬力以上50馬力未満）の場合

（令和3年度）

22,593 台（国内向け出荷台数）／90,447 台（全出荷台数）×126,825 百万円（出荷額）
＝31,680 百万円

（令和4年度）

20,552 台（国内向け出荷台数）／86,998 台（全出荷台数）×117,013 百万円（出荷額）
＝27,643 百万円

（令和5年度）

21,404 台（国内向け出荷台数）／58,012 台（全出荷台数）×99,570 百万円（出荷額）
＝36,737 百万円

○上記の算出例に沿って算出した高性能農業機械を除く主要農業機械（160万円以上）の合計額

（令和3年度）

31,680 百万円（トラクター）＋3,465 百万円（田植機）＋14,902 百万円（コンバイン）
＝50,048 百万円

（令和4年度）

27,643 百万円（トラクター）＋3,359 百万円（田植機）＋13,365 百万円（コンバイン）
＝44,367 百万円

（令和5年度）

36,737 百万円（トラクター）＋2,751 百万円（田植機）＋12,081 百万円（コンバイン）
＝51,569 百万円

（注）「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。
また、当税制の対象である160万円以上と想定される主要農業機械をトラクター（20馬力以上50馬力未満）、田植機（5条）、コンバイン（4条未満）とした。

（2）減収見込額・・・税額控除の場合で試算

（令和3年度実績推計）

【国税（法人税）】

50,048 百万円（減税対象機械設備取得価額）×0.37783（令和3年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）×7%（税額控除率）＝1,324 百万円

【地方税（法人住民税）】

50,048 百万円（減税対象機械設備取得価額）×0.37783（令和3年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）×7%（税額控除率）×7%（法人住民税率）＝93 百万円

(令和4年度実績推計)

【国税（法人税）】

44,367百万円（減税対象機械設備取得価額）×0.38529（令和4年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）×7%（税額控除率）=1,197百万円

【地方税（法人住民税）】

44,367百万円（減税対象機械設備取得価額）×0.38529（令和4年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）×7%（税額控除率）×7%（法人住民税率）=84百万円

(令和5年度実績推計)

【国税（法人税）】

51,569百万円（減税対象機械設備取得価額）×0.39843（令和5年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）×7%（税額控除率）=1,438百万円

【地方税（法人住民税）】

51,569百万円（減税対象機械設備取得価額）×0.39843（令和5年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）×7%（税額控除率）×7%（法人住民税率）=101百万円

※販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合

(令和3年度)

390千経営体／1,031千経営体=0.37783

(令和4年度)

376千経営体／975千経営体=0.38529

(令和5年度)

370千経営体／929千経営体=0.39843

(注) 青色申告を行っている農業所得者数（国税庁「事務年報」）を販売農家数（農林水産省「農業構造動態調査」）で除して算出した。

※令和2年度、令和3年度に関しては青色申告を行っている農業経営体数（農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」）を農業経営体数（農林水産省「農産業センサス」・「農業構造動態調査」）で除して算出した。

2. 適用実績及び適用見込み

区 分		3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
対象数		31,366	28,337	27,806	27,806	27,806	27,806
適用件数		11,851	10,918	11,079	11,079	11,079	11,079
減 収 見 込 額 (千円)	法人税	1,323,646	1,196,599	1,438,268	1,438,268	1,438,268	1,438,268
	法人事業税	-	-	-	-	-	-
	法人住民税	92,655	83,762	100,679	100,679	100,679	100,679

注) 1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、（対象数）×（販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）で推計。

3 法人税減収額について、税額控除と特別償却のどちらが活用されるか把握が困難であることから、税額控除のみの試算としている。このため、法人事業税の減収見込額は「-」とした。

4 令和6年度以降については、令和5年度の実績推計値と同数とした。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
令和元年度	農業用機械 (10,783)	商業 (2,340)	運輸・郵便 (150)
令和2年度	農業用機械 (7,389)	商業 (1,603)	運輸・郵便 (102)
令和3年度	農業用機械 (9,217)	商業 (2,000)	運輸・郵便 (129)
令和4年度	農業用機械 (8,332)	商業 (1,808)	運輸・郵便 (116)
令和5年度	農業用機械 (10,015)	商業 (2,173)	運輸・郵便 (140)
令和6年度	農業用機械 (10,015)	商業 (2,173)	運輸・郵便 (140)
令和7年度	農業用機械 (10,015)	商業 (2,173)	運輸・郵便 (140)
令和8年度	農業用機械 (10,015)	商業 (2,173)	運輸・郵便 (140)
令和9年度	農業用機械 (10,015)	商業 (2,173)	運輸・郵便 (140)

減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特別償却額

		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	3年平均
①森林組合	特別償却額(実数)(百万円) ^{※1}	356	212	320	
	調査回収率(%) ^{※2}	94%	93%	92%	
	特別償却額(百万円)	379	227	348	318
②森林組合連 合 会	特別償却額(実数)(百万円)	2	9	15	
	調査回収率(%)	100%	100%	98%	
	特別償却額(百万円)	2	9	15	9
計(①+②)					(ア)327

〔算出過程: ①及び②の3年平均値を合計〕

- ① 森林組合 (356百万円/94%+212百万円/93%+320百万円/92%)/3=318百万円
 ② 森林組合連合会 (2百万円/100%+9百万円/100%+15百万円/98%)/3=9百万円
 ③ 計(①+②) (318百万円+9百万円) =327百万円

※1 特別償却額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する
 税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査結果の母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 税額控除額

		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	3年平均
①森林組合	税額控除額(実数)(百万円) ^{※1}	24	48	26	
	調査回収率(%)	94%	93%	92%	
	税額控除額(百万円)	26	52	29	35
②森林組合連合 会	税額控除額(実数)(百万円)	5	11	-	
	調査回収率(%)	100%	100%	98%	
	税額控除額(百万円)	5	11	-	5
計(①+②)					(イ)41

〔算出過程: ①及び②の3年平均値を合計〕

- ① 森林組合 (24百万円/94%+48百万円/93%+26百万円/92%)/3=35百万円
 ② 森林組合連合会 (5百万円/100%+11百万円/100%+0百万円/98%)/3=5百万円
 ③ 計(①+②) (35百万円+5百万円) =41百万円

※1 税額控除額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する
 税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(3) 減税額試算

- ① 特別償却繰入増額 (ア)327百万円
 ② 特別償却減税額 (ア)327百万円×19%(法人税率:19%)=62百万円…(ア)´
 ③ 減税見込額 (ア)´+(イ) =103百万円

同様に過去の減税額を試算

令和3年度	特別償却減税額	381×19%	= 72百万円
	減税見込額	72+30	=103百万円
令和4年度	特別償却減税額	237×19%	= 45百万円
	減税見込額	45+63	=108百万円
令和5年度	特別償却減税額	363×19%	= 69百万円
	減税見込額	69+29	= 98百万円

※ 四捨五入により計が一致しない場合がある。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区分	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
対象者数	655	652	647	642	642	642
適用法人数	65	64	68	66	66	66
減 税 見 込 額	税額 控除	30	63	29	41	41
	特別 償却	72	45	69	62	62
	合 計	103	108	98	103	103

- ※1 対象者数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。
※2 適用法人数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。
※3 令和6年度以降の実績については、推計としている。
各区分とも、上記1等に基づき3年平均(3~5年度)により算出した。
四捨五入により計が一致しない場合がある。

減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特別償却額

		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	3年平均
①森林組合	特別償却額(実数)(百万円) ^{※1}	356	212	320	
	調査回収率(%) ^{※2}	94%	93%	92%	
	特別償却額(百万円)	379	227	348	318
②森林組合連合 会	特別償却額(実数)(百万円)	2	9	15	
	調査回収率(%)	100%	100%	98%	
	特別償却額(百万円)	2	9	15	9
計(①+②)					(ア)327

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

① 森林組合 (356百万円/94%+212百万円/93%+320百万円/92%)/3=318百万円

② 森林組合連合会 (2百万円/100%+9百万円/100%+15百万円/98%)/3=9百万円

③ 計(①+②) (318百万円+9百万円) =327百万円

※1 特別償却額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査結果の母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 税額控除額

		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	3年平均
①森林組合	税額控除額(実数)(百万円) ^{※1}	24	48	26	
	調査回収率(%)	94%	93%	92%	
	税額控除額(百万円)	26	52	29	35
②森林組合連合 会	税額控除額(実数)(百万円)	5	11	-	
	調査回収率(%)	100%	100%	98%	
	税額控除額(百万円)	5	11	-	5
計(①+②)					(イ)41

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

① 森林組合 (24百万円/94%+48百万円/93%+26百万円/92%)/3=35百万円

② 森林組合連合会 (5百万円/100%+11百万円/100%+0百万円/98%)/3=5百万円

③ 計(①+②) (35百万円+5百万円) =41百万円

※1 税額控除額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(3) 減税額試算

① 特別償却繰入増額 (ア)327百万円

② 特別償却減税額 (ア)327百万円×19%(法人税率:19%)=62百万円…(ア)′

③ 減税見込額 (ア)′+(イ) =103百万円

(別添1)より

減税見込額

令和3年度 103百万円 令和4年度 108百万円 令和5年度 98百万円

(4) 地方税減税額試算

① 法人住民税額	(ウ) 103 百万円 × 7.0%	= 7 百万円
② 法人事業税額	(エ) 327 百万円 × 4.9%	= 16 百万円
③ 減税見込額	(ウ) + (エ)	= 23 百万円

同様に過去の減税額を計算

法人住民税額

令和3年度	令和4年度	令和5年度
103 百万円 × 7.0% ≒ 7 百万円	108 百万円 × 7.0% ≒ 8 百万円	98 百万円 × 7.0% ≒ 7 百万円

法人事業税額

令和3年度	令和4年度	令和5年度
381 百万円 × 4.9% ≒ 19 百万円	237 百万円 × 4.9% ≒ 12 百万円	363 百万円 × 4.9% ≒ 18 百万円

減税見込額

令和3年度	令和4年度	令和5年度
7 + 19 = 26 百万円	8 + 12 = 19 百万円	7 + 18 = 25 百万円

※ 四捨五入により計が一致しない場合がある。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位: 百万円)

区 分	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
対象者数	655	652	647	642	642	642
適用法人数	65	64	68	66	66	66
減 税 国 見 込 税 額	税額控除	30	63	29	41	41
	特別償却	72	45	69	62	62
	合 計	103	108	98	103	103
減地 税 見 方 込 額 税	法人住民 税	7	8	7	7	7
	法人事業 税	19	12	18	16	16
	合 計	26	19	25	23	23

- ※1 対象者数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。
 ※2 適用法人数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。
 ※3 令和6年度以降の実績については、推計としている。
 各区分とも、上記1等に基づき3年平均(3~5年度)により算出した。
 四捨五入により計が一致しない場合がある。

寄与率の算出

本税制の目的である漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資にインセンティブがある政策手段としては、本税制のほか交付金や低利融資の措置があるため、以下のよう
に寄与率を算出。

① 国の交付金の交付額（水産業強化対策整備交付金）（経営構造改善目標）

年度	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (見込)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
交付額	663百万円	1,324百万 円	1,756百万 円	712百万円	712百万円	712百万円

（令和7年度～8年度（見込）は、令和6年度の推計を基に算出した。）

② 低利融資の貸付額（沿岸漁業改善資金）

年度	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (見込)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
貸付額	122百万円	53百万円	77百万円	77百万円	77百万円	77百万円

（令和5年度～8年度（見込）は、令和5年度の推計を基に算出した。）

③ 本税制措置に係る減収額（国税+地方税）

年度	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
減収額	155百万円	234百万円	100百万円	100百万円	100百万円	100百万円

（令和6年度～8年度（見込）は、令和5年度の実績を基に算出した。）

このうち、租税特別措置の寄与率は、金額比により算出すると以下のとおり。

（令和3年度の例）

$$155 \text{ 百万円} \div (\text{①}663 \text{ 百万円} + \text{②}122 \text{ 百万円} + \text{③}155 \text{ 百万円}) \times 100 = 16.5\%$$

（各年度の寄与率）

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
寄与率	16.5%	14.5%	5.2%	11.2%	11.2%	11.2%

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
令和元年度	その他の機械 (6,610)		
令和2年度	その他の機械 (2,939)		
令和3年度	その他の機械 (4,828)		
令和4年度	その他の機械 (6,103)		
令和5年度	その他の機械 (9,073)		
令和6年度 (見込)	その他の機械 (9,073)		
令和7年度 (見込)	その他の機械 (9,073)		
令和8年度 (見込)	その他の機械 (9,073)		
令和9年度 (見込)	その他の機械 (9,073)		
令和10年度 (見込)	その他の機械 (9,073)		

令和6年度～10年度(見込)の金額は、令和5年度の実績を基に算出した。

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（漁業協同組合等関係）
税 目	所得税・法人税
根拠法	租法第 10 の 3、第 42 の 6

1 適用実績及び適用見込み

	2 年度 実績	3 年度 実績	4 年度 実績	5 年度 実績	6 年度 見込	7 年度 見込	8 年度 見込
適用の範囲 (法人)	1,966	1,955	1,926	1,897	1,897	1,897	1,897
適用件数 (件)	32	37	47	38	38	38	38
減収額合計 (百万円)	137	133	193	87	87	87	87
1 件あたり 減収額 (百万円)	4.3	3.6	4.1	2.3	2.3	2.3	2.3

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数：年度末の漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）等の法人数（実数）
- ② 適用件数：漁協、加工協及び漁連に対する調査の集計値（実数）
- ③ 減収額：同上（a 特別償却（対象機械等の取得価額×0.3）×法人税率 + b 税額控除（対象機械等の取得価額×0.07））

(減収額)

[令和 2 年度] ※法人税率 19% で算出。

a 特別償却 171 百万円×19% = 32 百万円 b 税額控除 104 百万円
a + b = 137 百万円

[令和 3 年度] ※法人税率 19% で算出。

a 特別償却 266 百万円×19% = 51 百万円 b 税額控除 82 百万円
a + b = 133 百万円

[令和 4 年度] ※法人税率 19% で算出。

a 特別償却 548 百万円×19% = 104 百万円 b 税額控除 89 百万円
a + b = 193 百万円

[令和 5 年度] ※法人税率 19% で算出。

a 特別償却 149 百万円×19% = 28 百万円 b 税額控除 59 百万円
a + b = 87 百万円

(2) 適用見込み

令和6～8年度については、令和5年度の推計値と同数とした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（漁業協同組合等関係）
税目	法人住民税・事業税
根拠法	地法 51、72 の 24 の 7、314 の 4

1 適用実績及び適用見込み

	2年度 実績	3年度 実績	4年度 実績	5年度 実績	6年度 見込	7年度 見込	8年度 見込
適用の範囲 (法人)	1,966	1,955	1,926	1,897	1,897	1,897	1,897
適用件数 (件)	32	37	47	38	38	38	38
減収額合計 (百万円)	18	22	41	13	13	13	13
1件あたり 減収額 (百万円)	0.5	0.6	0.9	0.3	0.3	0.3	0.3

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

対象者数：年度末の漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）等の法人数（実数）

適用件数：漁協、加工協及び漁連に対する調査の集計値（実数）

【積算根拠】

法人住民税：国税の減税見込額×法人住民税率

法人事業税：特別償却特例による所得額の減額見込額×法人事業税率

[令和2年度（実績）]

法人住民税：137百万円×7.0% = 10百万円

法人事業税：171百万円×4.9% = 8百万円 合計 18百万円

[令和3年度（実績）]

法人住民税：133百万円×7.0% = 9百万円

法人事業税：266百万円×4.9% = 13百万円 合計 22百万円

[令和4年度（実績）]

法人住民税：193百万円×7.0% = 14百万円

法人事業税：548百万円×4.9% = 27百万円 合計 41百万円

[令和5年度（実績）]

法人住民税：87百万円×7.0% = 6百万円

法人事業税：149百万円×4.9% = 7百万円 合計 13百万円

(2) 適用見込み

令和 6～8 年度については、令和 5 年度の推計値と同数とした。

○経済波及効果(減税見込額:国税分+地方税分)

指数				
			企業投資額	経済波及効果
1.85	R3	実績	4,828	8,932
1.85	R4	実績	6,103	11,291
1.85	R5	実績	9,073	16,785
1.85	R6	見込	9,073	16,785
1.85	R7	見込	9,073	16,785
1.85	R8	見込	9,073	16,785

		減税見込額			寄与率	効果
①国の交付金	②国の交付金	国税	地方税	計		
663	122	133	22	155	16.5%	1,473
1,324	53	193	41	234	14.5%	1,640
1,756	77	87	13	100	5.2%	868
712	77	87	13	100	11.2%	1,888
712	77	87	13	100	11.2%	1,888
712	77	87	13	100	11.2%	1,888

○経済波及効果(減税見込額:国税分)

指数				
			企業投資額	経済波及効果
1.85	R3	実績	4,828	8,932
1.85	R4	実績	6,103	11,291
1.85	R5	実績	9,073	16,785
1.85	R6	見込	9,073	16,785
1.85	R7	見込	9,073	16,785
1.85	R8	見込	9,073	16,785

		減税見込額			寄与率	効果
①国の交付金	②国の交付金	国税	地方税	計		
663	122	133		133	14.5%	1,294
1,324	53	193		193	12.3%	1,388
1,756	77	87		87	4.5%	761
712	77	87		87	9.9%	1,667
712	77	87		87	9.9%	1,667
712	77	87		87	9.9%	1,667

○経済波及効果(減税見込額:地方税分)

指数				
			企業投資額	経済波及効果
1.85	R3	実績	4,828	8,932
1.85	R4	実績	6,103	11,291
1.85	R5	実績	9,073	16,785
1.85	R6	見込	9,073	16,785
1.85	R7	見込	9,073	16,785
1.85	R8	見込	9,073	16,785

		減税見込額			寄与率	効果
①国の交付金	②国の交付金	国税	地方税	計		
663	122		22	22	2.7%	243
1,324	53		41	41	2.9%	326
1,756	77		13	13	0.7%	118
712	77		13	13	1.6%	272
712	77		13	13	1.6%	272
712	77		13	13	1.6%	272